

(仮称) 山口市まちづくり基本条例素案(中間案)構成図

【参考資料】

前 文

※表内の条文は、略記している所があります。
詳細は、中間案を参照してください。

目 的

第1条 この条例は、市民の参加と協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民と市の役割を明らかにし、ともに考え協力し、行動することにより、個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を図ることを目的とする。

定 義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)まちづくり 住み良い豊かな地域社会をつくるための取組をいう。
(2)市民 市内に居住する者、並びに通勤又は通学する者及び市内で公共的な活動を行う者又は団体をいう。
(3)市 市長その他市の執行機関をいう。
(4)事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(5)協働 様々な主体が相手の特性を理解し尊重して、対等な立場で、共通の目的に向かって責任と役割分担を明確にし、共に取り組むことをいう。
(6)地域コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その創意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的として構成された集まりをいう。
(7)市民活動 営利を目的としない市民の自主的、主体的な社会貢献活動で、公益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、宗教、政治、選挙に関する活動を目的とするものを除く。

基本理念

第3条 市民は、自らの意思によって主体的にまちづくりに参加、参画するよう努めるものとする。
2 市民と市は、補完性の原則に基づき、それぞれの果たすべき責任と役割を理解し、対等な立場で交流・連携し、協働してまちづくりを推進するものとする。
3 市民と市は、まちづくりに関する互いの情報を共有するものとする。

住民自治や活力ある地域社会を実現していく(目的)うえで大前提となる市民の権利や役割

市民の権利、役割

(市民の権利)

第4条 市民は、まちづくりに参加、参画する権利を有する
2 市民は、市政に意見提言する権利を有する
3 市民は、まちづくりに参画するため、市の保有する情報の提供を受ける権利と、まちづくりに関する情報を知る権利を有する

(市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努める

新たな公共空間の形成

開かれた市政
市政への市民参加

協 働

住民自治を実現する
具体的な仕組み、制度

市民参画

1 協働によるまちづくり

(協働の推進)

第6条 市民と市は、それぞれの特性を理解し、相互に尊重し、補完し合いながら、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努める

(協働の環境づくり)

第7条 市民と市は、協働を推進するため必要な環境の整備に努める
②市は、協働を推進するため、総合的かつ計画的な施策を実施する

(人づくり)

第8条 市は、まちづくりの担い手を発掘、育成する施策を講ずる
②市は、まちづくりを支える人材を支援する施策を講ずる

(情報の共有)

第9条 市民と市は、相互にまちづくりの情報を提供し、情報共有に努める
ただし、情報の共有にあたっては、市民の権利や利益を侵害しないよう配慮しなければならない

(事業者、教育機関の協力)

第10条 事業者や教育機関は、地域社会の一員として、協働によるまちづくりに参加、協力するよう努める

2 地域コミュニティ

(地域コミュニティの役割)

第11条 地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くし、地域課題の解決に向け計画的に取り組み、安心して安全な地域づくりに努める
② 地域コミュニティは、各種団体と交流・連携し、まちづくりを推進する

(地域コミュニティ活動の推進)

第12条 市民は、地域コミュニティ活動を理解し、地域活動に主体的に参加、協力するよう努める
② 市民は、自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り育てるよう努める

(地域コミュニティ活動への支援)

第13条 市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、地域コミュニティに対して情報の提供や活動拠点の整備など必要な支援をすることができる

3 市民活動団体

(市民活動団体の役割)

第14条 市民活動団体は、市民活動の持つ社会的意義を自覚し、自らの持つ知識と専門性を活かして、まちづくりに貢献するよう努める
②市民活動団体は、積極的に情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、活動内容が市民に理解されるよう努める

(市民活動の推進)

第15条 市民は、市民活動への理解を深め、自発的にその活動に参加、協力するよう努める

(市民活動団体への支援)

第16条 市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民活動団体に対して必要な支援をすることができる

(市民参画機会の保障)

第17条 市民は、総合計画その他の市の基本的な計画の立案、実施、評価の過程に参画することができる
②市は、市民が市政に参画する権利を保障するため、参画機会の確保に努めなければならない

(行政運営)

第18条 市は、市民の意思が適切に反映されるよう、行政運営を行わなければならない

(パブリック・コメント)

第19条 市は、総合計画その他の市の基本的な計画等を策定するときは、事前に案を公表し、市民に意見等を求める
②市は、その意見等に対する考え方を公表しなければならない

(附属機関等の委員)

第20条 市は、附属機関等の委員に市民を選任するときは、公募により選考するよう努める
②市は、附属機関等の委員を選任するときは、男女比率や地域性等を考慮し、幅広い人材を登用し、市民の多様な意見を反映するよう努める

市民参画と協働を推進し、住民自治を実現する上での市の責務

市の責務

(行財政運営)

第21条 市は、健全な財政運営に努め、財政状況を市民にわかりやすく公表しなければならない
②市は、市民の満足度の向上に努める
③市は、市民にわかりやすく機能的・効率的な組織運営に努める

(市職員の育成、意識改革)

第22条 市長は、協働の研修を行い、市職員が協働のまちづくりの重要性の認識を深めるよう努める
②市職員は、能力向上のための自己研鑽に努め、市民との信頼関係を深めるよう努める

(説明責任)

第23条 市は、施策の立案、実施、評価の段階で、その内容や効果を市民にわかりやすく説明するよう努める
②市は、市政に関する質問・意見・要望等に適切・誠実に応えるよう努める

(情報の提供)

第24条 市は、協働を推進するため、まちづくりに関する情報を適切な時期、適切な方法により市民に提供するよう努める

条例の進行管理、施策の評価、調査、審議を行う組織

山口市協働のまちづくり推進委員会

(委員会)

第25条
【設置規定】

(所掌事務)

第26条
【所掌事務を規定】

(組織)

第27条
【委員構成、任期等を規定】

条例の位置づけ及び見直し

(条例の位置づけ)

第28条
【まちづくりの基本原則】

(条例の見直し)

第29条
【条例は必要に応じ、見直す】

委任

(委任)

第30条
【規則委任】